

## 平成30年度第6回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月10日(月) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター3階 中会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	中澤	一博				
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要	
	4番	小川	啓介	5番	葉狩	健一	
	6番	福安	健	7番	國岡	美保子	
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂	
	10番	藤原	康生	11番	寺坂	富雄	
	12番	竹下	るみ子	13番	山中	眞守	

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義憲	16番	草刈	章博
18番	西沖	和己			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業振興域整備計画変更の意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

## 8. 会議の概要

（ 開 会 午後2時03分 ）	
事務局長	<p>ただ今から、平成30年度第6回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、14名の委員に対し全員の出席でありますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、挨拶および議事進行について、小林会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。本日、第6回総会を開催しましたところ、町の方からは山本山村再生課長が職務多忙の中ご列席いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、農業委員会につきましては、先月、農地利用状況調査というものを皆さんにお願いし、それぞれ地の区ごとにおいて調査結果が本日ほぼ提出されるのではなかろうかなと思っておるところでございます。参考になるか分かりませんが、私の地区のところをまとめたものを、いま回覧で皆さんに見ていただいております。これがベストということではございませんが、農地利用状況調査の時には、ある程度のまとめというものが必要でございますから、公開してもある程度分かりやすいものに作り上げることが必要ではなかろうかなと思っております。</p> <p>また、会長・事務局長会議が先月開催されました。私と事務局長が出席し、県下の農業委員会が一堂に会しての研修が行われました。その中におきましても、それぞれの農業委員会の現状報告なり、いろいろな課題問題点、最終的には農地利用の最適化に向けての取り組みが必要である、ということがございました。</p> <p>なお、この中におきましても、農地利用の最適化推進施策に対する要望書を各市町村長に提出すると。新たな農業委員会組織の改選前におきましては建議書というもので首長の方に提出しておりました。智頭町の場合、2、3回提出したことを記憶しております。建議書については、町長に回答を返していただくのが基本ですけども、出したはいいが一度も回答がなかったというのが実態でございます。新たな委員会組織になりまして要望書を出ささせていただき、地域にあった行政の取り扱いといったものが対応していただけるか。我々においても先だって、全国農業新聞を見ておりますと、農業委員の皆さんの活動に対するの予算的なものを満額やっていただけるような要望も出ております。</p> <p>これにつきましては、先月30日に県の農業会議の役員と県農林水産部長以下、農林水産部の幹部の方との懇談会が開催されまして、私も農業会議の副会長、役を受けないと言ったのですが渋々受けざるを得なく、会に出席してまいりました。その中におきまして、役員として出席しておられる市町村の課題問題点というものが、特に意見として出ておりました。智頭町におきましても山間地農業、後継者の問題、農業センサスの基準値というか面積基準がはっきりしない。全国的なものですが、そのものをどう扱うかという問題についても、一応提案をさせていただきました。もう一点は、担い手。退職された方あるい</p>

は若い方もある。ですが、担い手とし一応軌道に乗られても思わぬ不慮の事故により亡くなられたり、故障されたり、その後の継続性が、智頭町だけでなく、課題として出ているのではなかろうかな。琴浦とか北栄等々については家族経営についても法人化したり、若い方が認定農業者となって主軸となってやられておられる。智頭町の場合は、割と定年半ばか定年後の方が非常に多ございます。その点からも県の取り組みは今後どうされるのか。智頭町において担い手と名のつく方は、大体75歳を過ぎた方が智頭町の農業を担っておられるというのが実態でございます。こういうことにおきましても、今後の智頭町の農業、山間農業というものをどのように扱っていくのか。その例といたしまして、先般ちょっと話をしました、町の再生協議会が農家の意向調査のアンケートを取っていただきました。内容を見ますと、約69パーセントの回収率であり、これによって取り組みの実態が分かってきたではなかろうかな。

そこで、特に土師地区では草刈最適化推進委員が頑張ってくれまして、意向調査の結果に基づき、集落ごとに出向く。集落では参加できる人全てに意見を述べていただき、これからの集落の方向性について話し合いを持っていただく。それには役場の山本課長、県の農林事務所長、それから普及所、農協、農業委員会等々が出向いて意見をうかがい、それによって今後の扱いの検討をやっていくという方向でございます。アンケートによって一応ベースというものが出来たわけでございますから、今後はそれぞれの集落におかれまして、地区から農業委員が出ておられますので、それぞれの集落においてどのように継続可能な農業を図っていけるのかを、今後の課題として取り組んで行っていただければなと思っております。

本日は3条案件が3件。その他がございしますが、十分審議をしていただきまして、本日の総会を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、総会に入ります。

日程第1、議事録署名委員の決定について。

智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、2番 小宮山晃次委員、3番 春摘要委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものであります。

先ず、番号1について事務局の説明を求めます。

事務局長	<p>議案書の1ページで説明いたします。先ず1番です。申請地が3筆ございます。1筆目が波多字向小坂833番、田んぼで2,168㎡です。2筆目が波多字ミソギ口849番、田んぼで976㎡。3筆目が波多字地上987番、田んぼで1,329㎡。合わせて4,473㎡でございます。権利種別としましては、3条の有償所有権移転でございます。譲渡人が兵庫県西宮市の●●●●さん。譲受人が坂原247番地の●●●●さんです。農地法第3条第2項の各号に該当します全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、全て満たされておると判断いたしました。</p> <p>場所でございますが、事前にお配りしております申請位置図の1ページが1筆目の波多の833番です。図面の下に載っておりますのが口波多集落でございます。口波多集落をずっと奥に上がって行って、波多部落に向かう途中の右側の田んぼが1筆目でございます。2ページを開いていただきますと、今度は下の方が波多部落になるわけでございますけれども、口波多から波多に上がる所の右側に849番。ずっと波多集落に入って下手側にあるのが987番ということでございます。3ページから公図等を付けておりまして、3ページが833番、4ページが849番、5ページが987番ということで、全てほ場整備されておる田んぼでございます。6ページに現状の写真を付けております。計3筆、全て稲が植わっておる状態でございます。</p> <p>これにつきましては、後で報告案件として出てきます合意解約、そちらの方で合意解約されたので所有権移転されるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番の寺坂富雄委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
11番	<p>9月4日に●●さんに話を聞いてきました。去年の稲刈りの時に、コンバインがめげて●●さんが刈って納入したということだそうです。その流れを受けてこの春、小作の契約をしたのですが、●●さんが娘さんの所に行くことにしたから処分したいということで、「どうだ?」ということで話がまとまったようです。別に問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、番号2について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>2番です。申請地が宇波字堂皆地1162番、田んぼで2,600㎡。こちらも3条の有償の所有権移転でございます。譲渡人が千葉県松戸市の●●●●さん、譲受人が波多323番地1の●●●●さんです。こちらにつきましても全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては全て該当しているものと認めております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の7ページに大まかな位置地図を付けております。波多集落の下手側、夏明から宇波に上がる途中の左手の田んぼでございます。8ページに公図、9ページに現状の写真を付けておりますけれども、ここが申請地になります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番の寺坂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
11番	<p>この●●●●さんは20年以上も前に東京の方に出ておられまして、●●●●さんが小作をしていたのですが、●●さんが「どうも年を取ったし、帰る予定もないし、何とかならんかなあ、処分したいだけどなあ」ということで小作の方に持って行ったんですけど、全部はようやらんけえということで、この2反6畝を●●さんの方に話しました。両方共「えかろうおやあ」ということで話を進めました。別段問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、番号2の質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。</p>

議 長	次に、番号3について事務局の説明を求めます。
事務局長	<p>3番でございます。3筆でございます。先ず1筆目が宇波字家ノ前1204番、田んぼで1,644㎡。2筆目が宇波字井古皆地1245番、田んぼで1,739㎡。3筆目が宇波字井古皆地1246番、田んぼで1,106㎡。3筆合わせまして4,489㎡でございます。こちらも3条の有償の所有権移転となります。譲渡人が、先程と同じく千葉県松戸市の●●●●さん、譲受人が宇波473番地の●●●●さんです。こちらにつきましても全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましても全て満たしております。</p> <p>場所でございますけれども、申請位置図の10ページに3筆載せておりますけれども、宇波集落の中のものが1筆、上手側の方が2筆でございます。11ページ1204番の公図を、12ページ1245番、1246番の公図を付けておまして、13ページに現在の写真を付けておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、11番の寺坂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
11番	<p>2番と一緒にものです。●●●●さんが小作をしとったですけれども、別段問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、番号3の質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>議案第2号につきましては、6番の福安健委員が申請人となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の</p>

	<p>審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p style="text-align: center;">（ 福安委員退席 午後2時24分 ）</p>
議 長	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の2ページでございます。平成30年8月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められたものでございます。</p> <p>申請者が、大屋308番地の福安健さんです。建築物等設置者はソフトバンク株式会社でございます。土地は大屋字稲葉876番。田んぼで1,371㎡の内9㎡となります。事由としては、携帯電話の基地局でございます。</p> <p>場所につきましては14ページに位置図を示しておりますが、大屋集落内の田んぼでございます。15ページに公図を付けておりまして、この黄色い部分の赤く示したところに基地局が建てられるものでございます。16ページも同じように、周辺の状況が分かるように公図を付けております。17ページのところの、ちょっと見にくいですが赤いところ、このようなものが申請地に建つということでございます。</p> <p>これにつきましては12番の竹下委員に現地確認していただき、特に問題はないとの報告をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>竹下委員、ただいまの説明に関連して補足説明がありますか。</p>
12番	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ないということですので、以上で説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認することにいたしました。</p> <p>福安委員の復席を認めます。</p>

( 福安委員復席 午後 2 時 2 6 分 )

議 長

次に、日程第 2 議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を議題とします。

智頭町長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、意見決定を求めるものです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局長

8 月 2 0 付けで智頭町長から意見の決定を求められたものです。

議案書の 3 ページでございます。利用権の設定面積が全て田んぼで、3,695 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者が 2 名、受ける者が 2 名でございます。期間につきましては 3 年未満のものが 1,449 m<sup>2</sup>、5 年から 1 0 年未満が 2,246 m<sup>2</sup>となります。

続きまして 4 ページに詳細を付けております。先ず 1 番です。埴師字ムソノ神 1006 番、田んぼで 1,449 m<sup>2</sup>。地主が鳥取市覚寺の●●●●さん。権利の種類は使用貸借権です。設定を受ける者、小作の方が埴師 676 番地の●●●●●さんです。作物は水稻の予定でして、期間は平成 3 0 年 9 月 1 5 日から平成 3 2 年 9 月 1 4 日までの 2 年間。更新の有無は新規の契約でございます。使用貸借ですので、無償でございます。

2 番が岩神字中通り 18 番 2、田んぼの 522 m<sup>2</sup>。地主が、鳥取市湖山町西の●●●●さん相続人代表の●●●●さんです。こちらも使用貸借でございます。小作の方が智頭 1775 番地 2 の●●●●●さんです。作物は白ネギを予定されておられまして、期間は平成 3 0 年 9 月 1 5 日から平成 3 5 年 9 月 1 4 日までの 5 年間でございます。

3 番が、同じく岩神字橋ノ元 10 番、田んぼで、こちらは 1,941 m<sup>2</sup>の内 1,724 m<sup>2</sup>。地主が先ほどと同じく、●●●●さんです。使用貸借で、小作の方が智頭 1775 番地 2 の●●●●●さん。こちらも白ネギで期間は 5 年間です。

以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。



議 長	<p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局より報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の5ページをごらんください。こちらは2件とも、先ほどの3条の売買案件のものでございます。</p> <p>先ず1番目ですが、先ほどありました●●●●さんと、この時は●●●●●さんと契約をしておられました。売買は息子さんの●●●●さんと契約するものでございます。土地は先ほど説明しましたが、波多字向小坂883番、田んぼで2,168㎡、波多字ミソギロ849番、田んぼで976㎡、波多字地上987番、田んぼで1,329㎡。この3筆を合意解約されて、売買契約されるものでございます。</p> <p>続きまして2番ですが、こちら先ほどの3条案件でございます。賃貸人が千葉県松戸市の●●●●さん、賃借人が宇波473番地の●●●●さんです。場所は宇波字堂皆地1162番、宇波字家ノ前1204番、宇波字井古皆地1245番と1246番の計4筆でございます。で、一点申し上げますと、1162番につきましては、元々は●●●●さんと契約しておられましたが、今年につきましては既に●●●●さんが、先ほど写真もありましたが、●●さんの方が田植えをされたということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。この案件は報告案件ですので質疑はありません、ご承知おき下さい。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第6回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">( 閉 会 午後2時32分 )</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成30年9月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次

智頭町農業委員会委員 春 摘 要